

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の見直しを求める意見書

令和6年10月9日、静岡4人強盗殺人・放火事件（いわゆる「袴田事件」）の再審公判における無罪判決が、検察官の上訴権の放棄により確定した。

無罪判決までに、袴田巖氏の逮捕から58年、最初の再審開始決定から10年もの歳月を要したということは、我が国の再審制度が機能していないことを如実に示しており、刑事訴訟法第4編「再審」（再審手続に関する規定）の改正はまさに待ったなしの状況である。

福生市議会は、国に対し、再審制度の信頼性を高めるため、次の事項について早期の法改正を求める。

- 1 再審請求手続における証拠開示制度を法的に明確化し、検察官が保有する証拠を開示する仕組みを整備すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立制度について、濫用防止の観点から厳格な運用基準を設け、迅速な再審開始を可能とすること。
- 3 再審手続全体の透明性と予見可能性を確保するため、判断基準や審査手続きを法的に整備し、全国で統一的な運用がなされるよう制度を再構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

福生市議会議長

佐 藤 弘 治

内閣総理大臣

法務大臣

様

衆議院議長

参議院議長